

中期目標の作成について ー地方独立行政法人広島市立病院機構ー

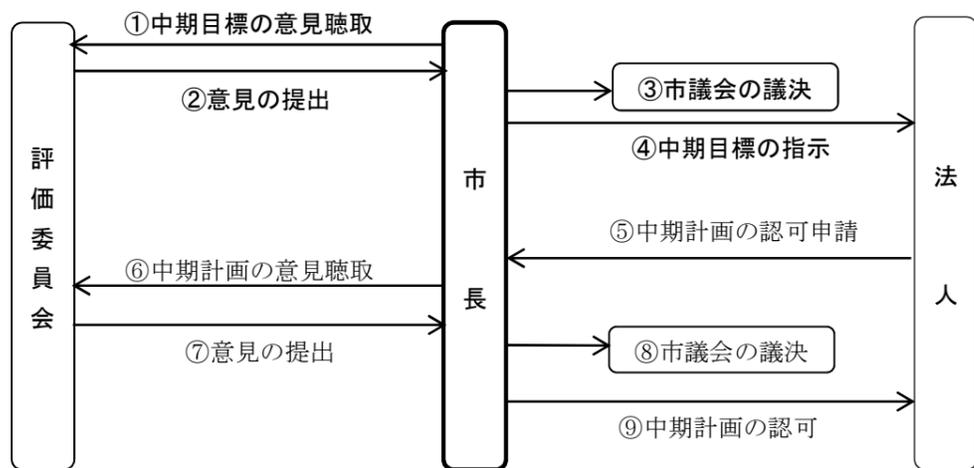
1 法律上の位置付け（地方独立行政法人法）

(中期目標)
 第25条 設立団体の長は、3年以上5年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
 2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
 (1) 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。）
 (2) 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
 (3) 業務運営の改善及び効率化に関する事項
 (4) 財務内容の改善に関する事項
 (5) その他業務運営に関する重要事項
 3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

2 概要

地方独立行政法人制度では、市長は、法人が達成すべき業務運営に関する目標として「中期目標」を評価委員会の意見聴取、議会の議決を経て定め、法人に指示する。法人はこの目標を達成するため、「中期計画」を作成し、計画的に業務を遂行する仕組みとなっている。

また、中期目標期間終了時には、中期目標の達成状況について、評価委員会の評価を受けることになっている。



※ 中期計画は、本来、市が定める中期目標に基づき法人が作成するものであるが、法人設立時（平成26年4月1日予定）まで、法人が存在しないことから、設立時の中期計画については、病院事業局において作成する。なお、これまで、病院を法人化した自治体でも同様の取扱いをしている。

3 法定記載事項

中期目標	(参考) 中期計画
1 中期目標の期間 〔法第25条第2項第1号〕	—
2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 〔法第25条第2項第2号〕	1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 〔法第26条第2項第1号〕
3 業務運営の改善及び効率化に関する事項 〔法第25条第2項第3号〕	2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 〔法第26条第2項第2号〕
4 財務内容の改善に関する事項 〔法第25条第2項第4号〕	3 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画 〔法第26条第2項第3号〕
	4 短期借入金の限度額 〔法第26条第2項第4号〕
	5 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることを見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 〔法第26条第2項第4号の2〕
	6 5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 〔法第26条第2項第5号〕
	7 剰余金の使途 〔法第26条第2項第6号〕
5 その他業務運営に関する重要事項 〔法第25条第2項第5号〕	8 料金に関する事項 〔法第83条第2項〕
	9 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項 〔法第26条第2項第7号〕

※ 地方独立行政法人法の根拠規定を〔 〕書きに記載